

# おくやみハンドブック

## ～ご遺族のための手続きガイド～

### ご遺族の方へ

このたびのご親族さまのご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

身近な人が亡くなられた後の手続きについては、亡くなられた方によって必要な手続きが異なり、中には複雑なものも含まれ、ご遺族さまの大きな負担となっております。

このおくやみハンドブックが、皆様のお手続きの一助となれば幸いです。

# 目 次

おくやみコーナーのご案内	P2
おくやみコーナーにお持ちいただくもの	P3 ~ P4
おくやみ手続きチェックリスト	P5 ~ P6
市役所の手続き一覧	P7 ~ P8
市役所の手続き	P9 ~ P30
市役所以外での主な手続き一覧	P31 ~ P32
ご遺族がご利用いただける制度・サービス	P33 ~ P35
・相続関係の問い合わせ先	(P33)
・ひとり親家庭の手続き〈新たに申請する場合〉	(P34)
・就学援助制度	(P35)
・交通遺児援護基金	(P35)
・「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる	(P35)
委任状	P36
庁内フロアマップ	P37 ~ P38
三親等内の親族図	P39
市役所窓口のご案内	P40

ご親族などがお亡くなりになった場合に必要となる手続きが、ご自身でよりスムーズに進められるよう、市役所での手続きなどをこの「おくやみハンドブック」としてまとめておりますのでご活用ください。

また、なじみのない手続きに不安をお持ちの方に対しては、市役所 1 階の「おくやみコーナー」において、来庁された方と面談を行うことにより、巡回すべき担当課をご案内するなど、手続きを安心して進められるようサポートを行っております。

## ご予約

戸籍住民課 ☎ 047-436-2270

『おくやみコーナーの件』とお伝えください

受付時間 (月) ~ (金) 午前 9 時から午後 5 時

※ (祝) (休)、12/29 ~ 1/3 を除く

来庁前にご予約をお願い致します。

(予約日より 3 営業日以降にご利用いただけます)

※ご予約いただいても、当日のご案内状況によりお待たせすることもございます。

※船橋市以外に死亡届を提出された場合は住民票の死亡記載に日数を要する場合があります。市役所の各種手続きのご案内はその後となりますのでご了承ください。

予約時に、亡くなられた方についてお伺いしたい内容は以下の通りです。

- 死亡届は提出済みでしょうか (分からない場合は、火葬はお済みでしょうか)
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っていたか
- 上下水道・電気・ガス・NHK 受信料などの契約者でしたか
- お葬式の喪主はどなたでしょうか

# おくやみコーナーにお持ちいただくもの

## 亡くなられた方の持ち物

お越しの際には該当するものをお持ちください  
おくやみハンドブック（この冊子です）もお持ちください  
ご不明な点がありましたら、おくやみコーナー担当までお問い合わせください

- マイナンバーカード
  - 住民基本台帳カード
  - 印鑑登録証
  - 交通不便地域支援事業パスカード
- （返還をご希望の場合のみ）

- 国民健康保険被保険者証（保険証）  
※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は国民健康保険加入者全員の保険証
- 後期高齢者医療被保険者証（保険証）
- 限度額適用認定証
- 特定疾病療養受療証

- 介護保険被保険者証
- 通所受給者証（障害児）
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 障害福祉サービス受給者証
- 地域生活支援サービス事業受給者証
- 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）
- 重度心身障害者医療費助成受給券
- 特定医療費（指定難病）受給者証
- 小児慢性特定疾病医療受給者証

- 児童扶養手当証書
- ひとり親家庭等医療費助成受給券
- 子ども医療費助成受給券

- 犬鑑札（あれば）

納税通知書などその他、市役所から交付された書類でご不明なものがあればお持ちください

## 来庁される方（ご遺族・ご親族等）の持ち物

### 来庁される方の**本人確認書類**

写真付きの官公署発行の身分証明書は 1 点（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）または、写真がないものは 2 点（健康保険証・年金手帳など）

**戸籍謄本等**（本籍が船橋市以外の場合は申請者と死亡者の続柄がわかるものがあればお持ち下さい）

認印（喪主）

**預貯金通帳**（喪主）

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入していた場合は、葬祭を行った方の預貯金通帳と喪主であることが確認できる書類（**葬儀の領収書または会葬礼状等**）が必要です

新たな引落口座の**預貯金通帳と銀行印**

（亡くなられた方名義の預貯金通帳から市税等の口座引落しがされていて御遺族等の別口座に変更する場合に必要です）

委任状（P36 に見本がございますのでコピーしてお使いください）

委任状が必要な場合があります

死亡に伴う手続きは、法令等で手続きできる親族の範囲が異なります

（年金事務所での手続きを代理の方が行う場合は年金専用の委任状が必要です）

児童手当の新たな受給者や亡くなられた受給者が中学生以下の児童を監護していた場合の持ち物に関しては P16 をご確認ください

来庁いただく方の続柄によっては手続き出来ないものもございますので、あらかじめご了承ください

# おくやみ手続きチェックリスト

亡くなられた方についての主な手続きを記載しています。  
ご自身で市役所内関係各課を回る際の事前確認用にお使いください。

(★)は、対象となる方のみお手続きが必要です

船橋駅前総合窓口センターで手続きをされる場合は、受付時間をご確認の上、お越しく下さい（電話番号は P40 参照）

## 市役所の手続き

項目	チェック	亡くなられた方の情報について	手続き内容	手続き可能な課
住民		3人以上（いずれも15歳以上）の世帯の世帯主でしたか	世帯主の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍住民課（1階）</li> <li>船橋駅前総合窓口センター</li> <li>出張所</li> </ul>
		印鑑登録をしていましたか	登録証の返還(希望の場合)	
		マイナンバーカードはお持ちでしたか	カードの返還(希望の場合)	
健康保険		国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険証をお持ちでしたか	保険証の返還、葬祭費の支給申請、資格喪失届または世帯主の変更（国民健康保険）、保険料の納付方法の変更（国民健康保険）、送付先変更届（後期高齢者医療制度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>国保年金課（1階）</li> <li>船橋駅前総合窓口センター</li> <li>出張所（送付先変更届を除く）</li> </ul>
年金		公的年金を受け取っていましたか	亡くなられた方の状況により手続き場所が異なります。まずは年金事務所(ねんきんダイヤル)にお問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国の年金事務所</li> <li>国保年金課（1階）</li> </ul> ※請求者の状況により異なります
福祉		(介護保険) 65歳以上の方または要介護（要支援）認定を受けていましたか	被保険者証の返還 送付先の届出 高額介護サービス費等の支給申請（★）	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険課（3階）</li> <li>船橋駅前総合窓口センター</li> <li>出張所（高額介護サービス費等の支給申請を除く）</li> </ul>
		身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちでしたか	手帳の返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉課（2階）</li> </ul>
		重度心身障害者医療費助成受給券をお持ちでしたか	受給券の返還	
		自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）をお持ちでしたか	受給者証の返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉課（2階）</li> <li>育成医療は地域保健課（保健福祉センター内）</li> </ul>
		特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当等を受給していましたか または、受給対象者でしたか	資格喪失届 未払手当の請求（★）	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉課（2階）</li> </ul>
		児童手当を受給していましたか または、受給対象の児童でしたか	児童手当に関する手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童家庭課（3階）</li> <li>船橋駅前総合窓口センター</li> <li>出張所</li> <li>連絡所</li> </ul>
		子ども医療費助成受給券をお持ちでしたか または、お持ちの方の保護者でしたか	子ども医療費受給に関する手続き	
		児童扶養手当を受給していましたか または、受給対象の児童でしたか	児童扶養手当に関する手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童家庭課（3階）</li> <li>船橋駅前総合窓口センター</li> </ul>

## 市役所の手続き

項目	チェック	亡くなられた方の情報について	手続き内容	手続き可能な課
医療費助成		特定医療費（指定難病）受給者証・肝炎治療受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証・被爆者手帳等を所持されていたか	消滅届等	・地域保健課（保健福祉センター内）
税金		個人市県民税が課税されていたか	相続人代表者の指定	・市民税課（2階）
		原動機付自転車もしくは小型特殊自動車を所有していましたか	廃車、名義変更	・市民税課（2階） ・船橋駅前総合窓口センター ・出張所
		土地・家屋を所有していましたか ※登記・未登記に関わりません	現所有者の申告、共有代表の変更	・資産税課（2階）
		口座から市税を引き落とししていましたか	口座振替の停止	・税務課（2階）
その他		貸付金を利用している、または連帯保証人となっていましたか	借受人、連帯保証人の変更	・貸付担当課
		市営住宅にお住まいでしたか	市営住宅に関する手続き	・船橋市営住宅管理センター（6階）
		市営霊園・霊堂の使用権をお持ちでしたか	使用権の承継手続き	・環境保全課（4階）

## 市役所以外の手続き

チェック	亡くなられた方の情報について	手続き内容等
	上下水道・電気・ガス・NHK受信料などの契約者でしたか	必要な手続きは、お問合せください  ➡おくやみハンドブックのP31～32〔市役所以外での主な手続き一覧〕をご参照ください
	運転免許証・車はお持ちでしたか	
	金融機関に預貯金がありましたか	
	生命保険に加入されてましたか	
	新聞・雑誌の購読をされていたか	